

別記様式(国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十九年厚生省令第四十一号)附則第三条関係)

(表 面)

国民健康保険 退職被保険者等証明書 交付年月日 年 月 日 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで									
記 号					番 号				
本人・被扶養者の別	氏 名	男女別	生 年 月 日	本人の続柄	退職被保険者等該当年月日	保 者	険 印		
本 人		男・女	大昭平						
		男・女	大昭平						
		男・女	大昭平						
被 扶 養 者		男・女	大昭平						
		男・女	大昭平						
		男・女	大昭平						
険者の名称及び印 保険者番号並びに保					一部負担金の割合	本 人	2 割		
						被 扶 養 者	入 院	2 割	
							入 院 外	3 割	

注 意 事 項

一 療養取扱機関等について診療を受けようとするときは、国民健康保険被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

二 診療を受けるときに支払う金額は次の区分に応じた割合です。

イ 本人 二割

ロ 被扶養者 入院 二割

入院外 三割

三 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市町村に返して、新しい国民健康保険退職被保険者証の交付を受けてください。

四 被保険者の資格がなくなったとき又は老人保健法の医療を受けることができるに至ったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

五 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。